

2017 年の MARPOL 条約附属書 V の実施に関するガイドライン
(2017 GUIDELINES FOR THE IMPLEMENTATION OF MARPOL ANNEX V) について

令和元年 9 月
国土交通省
総合政策局海洋政策課

1. 2017 年のMARPOL附属書 V の実施に関するガイドラインについて

本ガイドラインは、MARPOL条約附属書 V に定められた、船舶からのごみの排出に関する事項を着実に履行するため、2017 年に開催された国際海事機関(IMO)の第 71 回海洋環境保護委員会(MEPC71)において採択されたもの。

2. 船上のプラスチックごみの取扱・削減に関する主な規制や推奨事項 (ガイドライン抜粋)

① 発生するごみの最小化 (2.1 Waste minimization)

- 補給品や糧食の手配を行う際に、バルク包装されているものを使用し、再利用・リサイクル可能なプラスチックが使用されている場合を除きプラスチックで包装されたものを避ける
- 使い捨てのカップや食器等の日用品の使用を可能な限り避ける
- 貨物の保管、風雨からの保護材料として、使い捨てのプラスチックシート等の代わりに、何度も再使用が可能なカバーを使う
- ダンネージやライニングを再使用するための保管システムを使用する

② ごみの管理 (2.3 Shipboard garbage handling)

- 船舶発生廃棄物汚染防止規程に従い、ごみを適切に回収・処理・保管・排出する

③ プラスチックごみの回収・分別 (2.4 Collection, 2.9 Grinding or comminution)

- 回収とリサイクル促進のため、発生したプラスチックごみの分別を行う
- 海洋のあらゆる種類のプラスチック排出は禁止
(他のごみとプラスチックが混ざった場合はプラスチックとして扱い、排出禁止)
- 食物くずを粉砕する場合は、混入したプラスチックを除去したうえで粉砕する

④ プラスチックごみの焼却 (2.11 Incineration)

- プラスチックごみを含む廃棄物を焼却する際は、技術基準に適合した焼却施設を使用する
- 大量のプラスチックごみを含む廃物の焼却の際には特別な設定を行う(大量の酸素注入、高温(850~1200°C)での燃焼)
- 特定の種類のプラスチックを焼却する際には、副産物による環境影響等に注意する

⑤ 訓練・教育・情報提供 (4 Training, Education and Information)

- 船上で発生したごみの適切な分別・処理のため、MARPOL条約附属書 V 第 10.1 規則にあるプラカードを、ごみ箱の付近等の適切な場所に設置する
- 船上発生ごみの適切な取扱いの能力確保のため、船員の教育訓練プログラムを構築する

以上